

服部社会保険労務士事務所 / 労働保険事務組合服部労務管理センター / 服部行政書士事務所

服 部 事 務 所 だ よ り

ご連絡先 : 〒683 - 0003 米子市皆生5 - 5 - 5

電 話 : 0859-33-8594 FAX : 0859-33-8775

e - mail : hattori@sea.chukai.ne.jp <http://www.chukai.ne.jp/hattori/>



平成 19 年 9 月号

平成 19 年度の社会保険標準報酬月額が決定しました。

また、9 月分(同年 10 月納付分)から、厚生年金保険の保険料率が改定されます(詳細下記)。

これらに伴って 9 月分(翌月控除の事業所は 10 月分)より、社会保険料の控除額が変更となります。ご注意ください。

平成 19 年 9 月から厚生年金の保険料率が改定されます

一般の被保険者の方 現行・1000 分の 146.42 9 月～・1000 分の 149.96
9 月～ / 被保険者負担分 ...1000 分の 74.98

納入告知書の保険料額は、被保険者個々の保険料額を合算した金額となります。ただし、その合算した金額に円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額となります。

賞与に係る保険料は「保険料額表」は使用できません。賞与に係る保険料は、賞与額から 1,000 円未満の端数を切り捨てた額(標準賞与額)に、保険料率を乗じた額となります。また、標準賞与額には上限が定められており、健康保険は年間 540 万円(毎年 4/1～翌年 3/31 の累計額)、厚生年金保険と児童手当拠出金は 1 ヶ月あたり 150 万円が上限となります。

厚生年金保険の被保険者を使用する事業主の方は、児童手当等の支給に要する費用の一部として児童手当拠出金を全額負担いただくことになります。この児童手当拠出金の額は、被保険者個々の厚生年金保険の標準報酬月額及び標準賞与額に拠出金率(1000 分の 1.3(平成 19 年 4 月から))を乗じて得た額の総額となります。

9 月の生活ホットニュース

雇用保険制度の変更点

雇用保険法が改正されました

改正雇用保険法が成立しました(一部を除き 10 月 1 日施行)。概要は以下の通りですので、ご参考ください。

雇用保険の受給資格要件の変更等

従来、雇用保険の一般被保険者および高年齢継続被保険者を、週の所定労働時間が 30 時間以上の「短時間労働者以外の一般被保険者」と週所定労働

時間 20 時間以上 30 時間未満の「短時間労働被保険者」に分けていましたが、その区分をなくし、被保険者資格と受給資格要件を「一般被保険者」として一本化されます。

基本手当の受給資格は、被保険者が失業した場合、「離職の日以前 1 年間に 6 カ月(短時間被保険者は 2 年間に 12 カ月)以上」あることとされていましたが、今回の改正で、「離職の日以前 2 年間に被保険者期間が通算し 12 カ月以上」あることに改められま

す。

離職が解雇・倒産等に伴うものである者として厚生労働省令で定める理由により離職した者(特定受給資格者)については、離職の日以前1年間に被保険者期間が通算して「6カ月以上」であれば受給資格を取得できるものとされます。

一般被保険者期間について1カ月間に賃金の支払いの基礎となる日が「14日以上」あることとしていましたが、今回の改正で「11日以上」である期間を1カ月として計算することになります。

育児休業給付の給付率が50%に引上げ

育児休業給付の給付率が、休業前賃金の40%(休業期間中30%・職場復帰6カ月後に10%)から50%(休業期間中30%・職場復帰6カ月後に20%)に引き上げられます。2007年3月31日以降に職場復帰した人から2010年3月31日までに育児休業を開始した人が対象です。育児休業給付の支給を受けた期間は、基本手当の算定基礎期間から除外されます(2007年10月1日以降に育児休業を開始した人に適用)。

教育訓練給付の要件・内容の変更

教育訓練給付の受給要件について、本来は「3年以上」の被保険者期間が必要だったものを、当分の間、初回に限り「1年以上」に緩和されます。

また、これまで被保険者期間によって異なっていた給付率および上限額を「被保険者期間3年以上(初回に限り1年以上で受給可能)20%(上限10万円)」に一本化されます。

いずれの措置も、2007年10月1日以降の指定講座の受講開始者が対象です。

「年金時効撤廃特例法」とは?

時効撤廃で未支給分も全額支給に

これまで、年金記録が訂正されて年金が増額した場合であっても、時効消滅により直近5年間分の年金しか受け取ることができませんでしたが、年金時効撤廃特例法(厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律)の成立(7月6日公布・施行)により、**5年より前の期間分の年金についても遡って受け取ることができる**ようになりました。

施行日以降の受付状況は、7月6日～31日までで7,896件となっています(社会保険庁8月1日発表)。

対象となる人は?

すでに年金記録の訂正により年金額が増えた人や、年金の受給資格が確認されて新たに年金を受け取ることができるようになった人は、年金(老齢、障害、遺族)の時効消滅分について、**全期間遡って受け取ることができます**。

また、遡って受け取れる人が亡くなっている場合は、その遺族(亡くなられた当時、生計を同じくされていた人に限り、配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹の順となります)に、未支給年金の時効消滅分が支払われます。

これまでに適用が認められた人は?

社会保険庁は、7月19日に145人(平均支給額約51万円)について同法の適用を初めて認め、さらに7月24日に108人(平均支給額約84万円)に適用を認めました。これらの人には8月15日に未支給分が銀行口座などに振り込まれる予定で、同庁では、今後も額が確定した人から順次支給していくとしています。

一度ご覧ください 服部事務所のホームページ

当事務所では平成17年3月より、ホームページを開設しています。おかげさまで今年8月までに約3,500件のアクセスをいただいております。

社会保険・労働保険関係のお知らせはもちろん、当事務所で取り扱っております業務について随時情報を提供させていただいております。

また、トップページの「お問い合わせはこちら」をクリックしていただきますと、メーラーが起動して、当事務所のメールアドレスにリンクしています。当事務所では月～金曜・午前9時頃にメールチェックをしております。当事務所へのお問い合わせ等にご活用ください。